

令和8年度山形県獣医師職員養成修学資金給付事業募集要項 (高校生等対象)

山形県農林水産部畜産振興課

1 目的

山形県の獣医師職員（家畜保健衛生所の獣医師）として働くことを目指す高校生等を対象に、経済的負担を軽減するため「山形県獣医師職員養成修学資金」を給付し、獣医系大学の協力のもと将来の山形県の獣医師職員を養成することを目的とします。

2 進学の対象となる大学

(1) 国公立大学

岩手大学、大阪公立大学、東京農工大学

(2) 私立大学

麻布大学、北里大学、日本獣医生命科学大学、日本大学、酪農学園大学[※]

※公益社団法人中央畜産会が事業実施主体の場合

3 修学資金給付までの流れ

- (1) 修学資金給付を希望する高校生若しくは高校既卒者を募集
- (2) 選考試験（以下「県選考試験」という。）を実施
- (3) 山形県獣医師職員養成修学資金給付者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、給付推薦者を決定し、知事の推薦書を発行
- (4) 入学を希望する大学（以下「希望大学」という。）が実施する地域枠選抜入学試験（以下「大学選抜入試」）を受験
- (5) 公益社団法人中央畜産会もしくは公益社団法人山形県獣医師会が大学選抜入試合格者と契約した上で修学資金を給付

4 修学資金の額

(1) 大学入学前

175万円以内（大学の入学手続き時に納入する前期分の費用）

(2) 大学入学後（大学1～6学年の6年間）

国公立大学：月額10万円

私立大学：月額18万円

5 修学資金の給付の条件

次の要件のすべてに該当することを条件に給付します。

- (1) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること
- (2) 山形県獣医師職員採用試験に合格し、獣医師免許取得後1年以内に山形県の家畜保健衛生所の獣医師職員（以下「山形県家畜防疫員」という。）になること
- (3) 山形県家畜防疫員として、修学資金の給付を受けた期間に、2分の3（国公立大学）又は3分の5（私立大学）を掛けた期間を勤務すること

6 修学資金給付推薦者の募集

(1) 募集人員

若干名

(2) 募集期間

令和8年6月8日(月)～令和8年9月4日(金)(必着)

(3) 対象者

次の①から⑤まですべてを満たす者

- ① 県内の高校を令和9年3月に卒業見込みの者、若しくは令和8年3月に卒業した者
- ② 数学(数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B)と理科(物理、化学、生物のいずれか2科目以上)を履修し、学校長が推薦する者
- ③ 学習成績評定等が受験を希望する大学の選考基準に達している者
- ④ 希望大学が実施する大学選抜入試を受験し、獣医学を専攻しようとする者
- ⑤ 大学卒業後、山形県家畜防疫員として家畜衛生業務等に従事することを希望する者

(4) 応募手続き

募集期間内に、次の書類を「山形県農林水産部 畜産振興課 衛生担当」あてに、郵送または持参により提出してください。

- ① 山形県獣医師職員養成修学資金給付(高校生対象)志願書(別記様式第1号)
- ② 自己推薦書(別記様式第2号:志願者本人が自筆したもの)
- ③ 誓約書(別記様式第3号:志願者本人が自筆したもの)
- ④ 学校長の推薦書(任意様式)
- ⑤ 高校等における学業成績を証明する書類(高校が作成し、厳封したもの)
- ⑥ ①の志願書に添付したものと同一写真2枚(縦3.5×横3cm)

【郵送先】〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県農林水産部畜産振興課 衛生担当

【注意事項】

- 郵送の場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「獣医師職員養成修学資金関係書類」と明記してください。
- 持参する場合は、山形県庁9階の畜産振興課に持参してください。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです(土日及び休日を除きます。)
- 提出された書類は返却いたしません。

7 県選考試験

(1) 試験日

令和8年10月2日(金)午後3時から(日時は変更になる場合があります。)

(2) 場所

山形県庁内(応募者に対し、別途連絡します。)

(3) 試験内容

小論文及び面接

【注意事項】

- 志願者には、受験票及び県選考試験の詳細な内容等を郵送します。
- 試験の開始時間及び場所等については、改めて連絡します。

8 修学資金給付推薦者の決定と通知

選考委員会において、選考試験結果及び提出書類を基に修学資金給付推薦者を決定し、その結果について令和8年10月23日(金)までに通知します。また、推薦決定者については、大学選抜入試対象者として希望大学へ県知事により推薦します。

9 大学選抜入試

(1) 入試受験手続

修学資金給付推薦者は、希望大学の募集要項に基づき、期日までに出願手続を行ってください。(詳細は各大学のホームページ又は問い合わせ等により確認してください。)

(2) 試験日、試験会場及び合格発表

大学が指定する日

(3) 入学手続

入試合格者は、大学の規定等に基づき入学手続を行ってください。

10 修学資金の給付

大学選抜入試合格者に対しては、給付手続終了後、令和9年3月までに大学の入学手続時に納入する前期分の費用(上限175万円)が、また、大学入学後6年間、月額10万円(国公立大学)又は月額18万円(私立大学)が給付されます。

大学選抜入試の合格者は、事業実施主体と契約した上で、修学資金が給付されることとなります。手続等詳細については、大学選抜入試の合格発表後、合格者へ連絡します。

なお、事業実施主体が公益社団法人山形県獣医師会の場合は「公益社団法人山形県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業(高校生対象)実施規程細則」に基づき、公益社団法人中央畜産会の場合は、農林水産省の「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用し、「獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程」に基づき実施されます。

11 注意事項

- (1) 山形県職員となるには、別途実施される「山形県職員採用選考試験(獣医師)」を受験し、合格したうえで採用される必要があります。修学資金の給付決定により、山形県職員として採用が決定したものではありません。
- (2) 5の修学資金の給付の条件に該当する見込みがなくなった場合、給付された修学資金及び加算金(年10.95%)を返還する必要があります。
- (3) 山形県獣医師職員養成修学資金給付事業と同様の趣旨・内容で実施している他の都道府県、市町村、団体等の修学資金給付制度の契約をしている方は応募できません。

12 問合せ先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県農林水産部畜産振興課 課長補佐(衛生担当:獣医師) 関 美津子

電話 023-630-3350(直通)

FAX 023-630-3257

Eメール sekimi@pref.yamagata.jp

【別記様式第3号】

誓 約 書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

私は、山形県獣医師職員養成修学資金給付事業実施要領（高校生対象）に基づき修学資金給付推薦者と決定された際には、あらかじめ希望した大学の地域枠選抜入学試験を受験することを誓約します。